

北海道宗谷海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
増海区第1号	増毛漁業協同組合	増毛郡増毛町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 増毛灯台(北緯 43度51分18. 14秒 東経 141度31分39秒)から54度51分38. 77秒 476. 15メートルの点 点1 基点第1号から329度32分47. 69秒 8. 346. 226メートルの点 点2 基点第1号から354度03分16. 34秒 8. 829. 189メートルの点 点3 基点第1号から12度35分28. 20秒 7. 835. 838メートルの点 点4 基点第1号から25度15分40. 62秒 6. 563. 260メートルの点 点5 基点第1号から343度44分54. 30秒 3. 994. 017メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	増毛町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
小平海区第1号	新星マリン漁業協同組合	留萌郡小平町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 小平町字花岡と字大楢の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から255度57分59. 43秒 10. 858. 646メートルの点 点2 基点第1号から279度05分39. 48秒 10. 427. 897メートルの点 点3 基点第1号から282度46分42. 12秒 5. 811. 033メートルの点 点4 基点第1号から242度34分47. 16秒 6. 761. 755メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小平町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
小平海区第2号	新星マリン漁業協同組合	留萌郡小平町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 鬼鹿漁港西防波堤灯台(北緯44度09分30. 61秒 東経141度39分13. 58秒) 点1 基点第1号から261度52分13. 37秒 10. 452. 978メートルの点 点2 基点第1号から284度09分33. 10秒 10. 445. 468メートルの点 点3 基点第1号から289度27分05. 92秒 6. 554. 353メートルの点 点4 基点第1号から255度20分52. 60秒 6. 672. 676メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小平町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
苫前海区第1号	北るもい漁業協同組合	苫前郡苫前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X＝35655. 916 Y＝－47544. 268 (座標系12系) 点1 基点第1号から240度17分28. 13秒 14. 358. 380メートルの点 点2 基点第1号から267度59分36. 09秒 11. 564. 487メートルの点 点3 基点第1号から268度56分21. 35秒 9. 455. 363メートルの点 点4 基点第1号から260度22分06. 96秒 9. 820. 265メートルの点 点5 基点第1号から252度19分15. 55秒 7. 304. 668メートルの点 点6 基点第1号から227度19分46. 71秒 9. 309. 325メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	苫前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
羽海区第1号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=40906.186 Y=-44201.133（座標系12系） 点1 基点第1号から293度18分33.58秒 11,403.987メートルの点 点2 基点第1号から308度18分49.07秒 12,398.618メートルの点 点3 基点第1号から323度58分08.98秒 8,545.740メートルの点 点4 基点第1号から300度59分22.49秒 6,545.097メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羽幌町（大字天売及び大字焼尻を除く）	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羽海区第2号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町大字天売地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.57(国土地理院三角点 天売島～) 点1 基点第1号から130度41分15.53秒 3,612.043メートルの点 点2 基点第1号から175度17分29.43秒 4,080.031メートルの点 点3 基点第1号から200度35分30.03秒 2,515.497メートルの点 点4 基点第1号から112度57分03.05秒 1,649.884メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羽幌町大字天売	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羽海区第3号	北るもい漁業協同組合	苫前郡羽幌町大字焼尻地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.18(国土地理院三角点 焼尻島～) 点1 基点第1号から173度18分57.46秒 7,931.745メートルの点 点2 基点第1号から188度54分22.28秒 7,903.873メートルの点 点3 基点第1号から195度43分45.44秒 4,597.507メートルの点 点4 基点第1号から168度44分13.05秒 4,571.584メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羽幌町大字焼尻	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
初海区第1号	北るもい漁業協同組合	苫前郡初山別村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水A8～) 点1 基点第1号から264度56分23.62秒 2,970.904メートルの点 点2 基点第1号から286度12分05.33秒 2,895.688メートルの点 点3 基点第1号から288度05分58.34秒 2,261.630メートルの点 点4 基点第1号から261度02分00.89秒 2,357.170メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	初山別村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
初海区第2号	北るもい漁業協同組合	苫前郡初山別村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 初山別Ⅱから270度00分 530メートルの点 点1 基点第1号から256度50分58.22秒 2,438.513メートルの点 点2 基点第1号から286度48分22.64秒 2,292.907メートルの点 点3 基点第1号から288度32分51.02秒 1,903.038メートルの点 点4 基点第1号から252度50分37.22秒 2,076.142メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	初山別村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
初海区第3号	北るもい漁業協同組合	苫前郡初山別村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 豊岬 点1 基点第1号から242度29分32.18秒 8,250.756メートルの点 点2 基点第1号から274度16分35.97秒 6,528.185メートルの点 点3 基点第1号から272度30分57.12秒 5,121.369メートルの点 点4 基点第1号から235度29分35.51秒 7,189.327メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	初山別村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
遠海区第1号	遠別漁業協同組合	天塩郡遠別町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から262度53分39.89秒 4,685.031メートルの点 点2 基点第1号から282度26分40.06秒 4,860.470メートルの点 点3 基点第1号から297度32分54.02秒 2,821.676メートルの点 点4 基点第1号から262度22分30.07秒 2,425.997メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	遠別町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
遠海区第2号	遠別漁業協同組合	天塩郡遠別町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 宇津 点1 基点第1号から250度23分50.90秒 9,635.004メートルの点 点2 基点第1号から274度33分19.09秒 9,379.928メートルの点 点3 基点第1号から278度02分53.46秒 5,714.313メートルの点 点4 基点第1号から231度51分00.66秒 6,759.516メートルの点 点5 基点第1号から240度25分31.78秒 8,524.579メートルの点 点6 基点第1号から246度47分32.33秒 8,141.485メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	遠別町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
天海区第1号	北るもい漁業協同組合	天塩郡天塩町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 天塩 点1 基点第1号から241度36分48. 64秒 5、707. 230メートルの点 点2 点1から170度27分19. 59秒 4、267. 737メートルの点 点3 点2から260度27分18. 07秒 1、000メートルの点 点4 点3から350度27分18. 73秒 4、267. 703メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	天塩町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。